



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目 次（*については県例規集掲載事項）

（取扱課室名） ページ

○ 規則

*42 和歌山県補助金等交付規則の一部を改正する規則

（財政課）..... 1

規 則

和歌山県規則第42号

和歌山県補助金等交付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年7月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県補助金等交付規則の一部を改正する規則

和歌山県補助金等交付規則（昭和62年和歌山県規則第28号）の一部を次のように改正する。

第5条の次に次の1条を加える。

（補助金等の交付の除外要件）

第5条の2 知事は、補助金等の交付の申請をした者（法人にあっては、その役員を含む。）が和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第3号の暴力団員等若しくは同条第1号の暴力団若しくは同条第2号の暴力団員と密接な関係を有する者（第10条において「暴力団関係者等」という。）に該当する場合、又は禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わらない者若しくはその刑の執行を受けることのなくなるまでの者に該当する場合は、交付の決定を行わないことができる。

第10条に次の1項を加える。

2 補助事業者等又は間接補助事業者等は、補助事業等又は間接補助事業等を行うに当たり、暴力団関係者等と契約を締結してはならない。

第17条第1項中「補助事業者等が、」を「補助事業者等（法人にあっては、その役員を含む。）が第5条の2に規定する補助金等の交付の除外要件に該当することが判明したとき、又は補助事業者等が第10条第2項の規定に違反したとき、若しくは」に、「内容又は」を「内容若しくは」に、「法令又は」を「法令若しくは」に改め、同条第2項中「間接補助事業者等が、間接補助金等を他の用途に使用し」を「間接補助事業者等（法人にあっては、その役員を含む。）が第5条の2に規定する補助金等の交付の除外要件に該当することが判明したとき、又は間接補助事業者等が第10条第2項の規定に違反したとき、若しくは間接補助金等の他の用途への使用をし」に改める。

別記第1号様式を次のように改める。

別記第 1 号様式 (第 4 条関係)

(補助金等の名称) 交付申請書

番 号
年 月 日

和歌山県知事 様

申請者住所

氏名又は名称 ㊤

年度において、(補助事業等の名称)を実施したいので、補助金等 円
の交付について、和歌山県補助金等交付規則第 4 条の規定により、関係書類を添え
て申請します。

なお、この申請に当たり同規則第 5 条の 2 に規定する補助金等の交付の除外要件
に該当することが判明した場合又は同規則第 10 条第 2 項の規定に違反した場合には、
同規則第 17 条の規定に基づき補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消
されても、何ら異議の申立てを行いません。

関係書類

- 1 ○○事業計画書
- 2 ○○収支予算書
- 3 ○○役員名簿 (法人の場合)
- 4 ○○○○

附 則

この規則は、公布の日から施行する。